



平成 26 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社エル・シー・エーホールディングス
代表者名 代表取締役 桑田 正明
(コード：4798 東証第二部)
問合せ先 取締役 CFO 水野 進
(TEL (IR専用)：03-3539-2587)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社及び当社の連結子会社である株式会社インタープライズ・コンサルティング（以下、「IPC社」といいます。）では、IPC社の元取締役ら2名から提起されていた損害賠償請求事件について、以下のとおり平成26年11月11日付で東京地方裁判所にて判決があり、平成26年11月12日に判決調書を担当弁護士より受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社及びIPC社では、平成25年8月2日付「株式会社リブ・コンサルティング及び当社子会社元取締役らに対する訴訟提起に関するお知らせ」にて開示のとおり、株式会社リブ・コンサルティング及び当社子会社元取締役らの行為は、IPCに損害を与える不法行為に当たるとして、損害賠償請求を提起しております。この不法行為に関連して、当時の当社及びIPC社社長が従業員等に対して係る不法行為に関するメールを配信し、元取締役ら2名に対してIPC社オフィスからの退出を求めたこと等が名誉毀損に当たるとし、元取締役ら2名が、当社及びIPC社に対して損害賠償として各550万円の支払いを求める訴訟が提起されていたものです。

当社及びIPC社としては違法とされるべき行為はなんらなかったものと考え争ってまいりましたが、一部の論点について、当社及びIPC社側の真実性及び相当性の立証はないと判断され、慰謝料として各50万円が相当であるとの判決となりました。

2. 訴訟を提起した者（原告）

当社子会社元取締役等、個人2名

3. 判決の内容

- (1) 被告らは原告らに対し、連帯として各55万円（慰謝料50万円＋弁護士費用5万円）及びこれに対する平成25年2月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを10分し、その1を被告らの、その余を原告らの各負担とする。

4. 今後の見通し

本件における当社の対応につきましては、控訴期間中に判決の内容を慎重に検討の上、適切に対処する方針です。なお、当社の業績に対する影響は軽微であります。

以上